

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月八日(月曜日)午前
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
杉山 昌作君
森 八三三君
野溝 勝君
菊田 七平君
堀木 鎌三君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側

常任委員 木村 常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

本日の會議に付した事件
○国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川以良君) 只今より委員
会を開会いたします。
本日は、前回に引続きまして国民金

融公庫法の一部を改正する法律案、そ
れを議題に供します。なお、念のため
に申し上げますが、本法律案は一昨日
衆議院を通過をいたしました。本委員
会におきましては、先般お打合せを申
しましたごとく、衆議院が上りました
ならばできるだけ速かに本委員会にお
いてもこれを上げようということが申
合はされておりますので、さよう御
了承をしましてこれより質疑をして頂
きます。

○野溝勝君 今委員長から本法律案に
対する質疑と申されたのですが、国民
金融公庫の事業につきましては、これ
はあくまでもこの金融機関に對しては
信頼も、且つ又この内容につきま
しては期待も、歓迎をしておるとこ
ろであります。特に各党が本案に對
する支持と且つ資金の点につきまし
ても豊富にされるよう希望を述べてお
るところであります。本法案に對しま
してはその性質から言いますと当然
なことと思ひますので私は資料を早く
ここに提出を願ひましてあとは質疑を
省略して本案を承認して行きたい、か
ように思つております。

○小林政夫君 私の要求した資料は遺
家族等援護国債担保の貸付及び成年に
達しない子女を持つ母子家庭に對する
事業資金の供給についての貸付条件に
ついて金利その他の点を文書によつて
出してもらいたいという要求でした
が、若し今銀行局長御出席ですから口
頭で言えれば口頭でもらつて議事
を進めたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 資料がちよ
つと間に合いませんので口頭で申し上げ
て後ほどお配りいたします。

第一の遺族国債担保の貸付について
の要領について申し上げます。これもま
だ一、二事務的に厚生省その他と打
合せをしなければならぬ点がございま
すので若干の点で変わるかも知れませ
んが、大体の筋は次に申上げるようなこ
とでござつております。最初の取扱方
法は戦傷病者戦没者遺族等援護法に規
定する遺族であつて、政府から遺族国
債債券を受領した者のうち事業資金を
必要とするものに對して貸付けする普
通の貸付の原則による貸付の条件であ
りますが、第一は貸付の限度、限度は遺
族国債債券の額面金額の九割以内、
それから第二、貸付の期間は三年以
内、貸付の利率は年八分、延滞率も同
様であります。償還方法は六カ月の据
置き、その後は原則として月賦の償還
をする。担保は遺族国債債券を担保と
して頂く、こういうことであります。

それから申込書類その他の手続の点で
ありますが、これは福祉事務所及び町
村役場において申込を受付けてこれら
の申込を福祉事務所において内定を
いたしまして、公庫の業務所にこれを
送付して頂く、公庫におきましてはこ
れが最終決定を行ひまして貸付ける。
できるだけ地方の福祉事務所、町村役
場の御意見を尊重してやつて参りたい
というふうに考へておる次第でござい
ます。公庫は遺族国債債券の元利金を

代理受領し、貸付金の弁済を延滞した
場合、その弁済に充当し、こういうふ
うな取扱になつております。

次に母子福祉資金の貸付につきまし
ては現在細目について打合せをいたし
ております。また具体的結論に至つ
ておりません。大体の考へ方は先に申
上げましたように遺族国債担保の貸付
と更生資金という貸付を現在引揚者等
を中心に国民金融公庫で行なつたので
ありますが、この二つの貸付の前列に
従つて処置をいたして参りたい。ただ
遺族の国債債券の貸付資金につきま
しては担保がございしますが、この母子
家庭に對する貸付は担保がございませ
ないので、そこらのことは更生資金貸付
と同じように取扱つて参りたいと思ひ
ます。大体の構想はやはり府県等に
おきます御意見を十分に聞いて行くこ
うなことに同じやり方でありまして、
期間はこの特殊の性質から見まして五
年程度にしたかどうかと考へておりま
す。それから金額はやはり最高限度は
五万円程度で切るべきではないかとい
うふうに考へております。金利につ
きましては大体更生資金の貸付と同じ程
度の年九分程度かと思ひますが、更に
これを引下げるべしという御意見も相
当強くあるようであります。従つてこ
の点はもう少し事務的に検討を加えま
して決定をいたしたいと思ひますが、
現在のところ更生資金と同じような取
扱でいいのではないか、かようなふう
に考へております。なお現在母子福祉
資金の貸付につきましてはいろいろ法

案の御準備が両院の厚生委員会のほう
で進められておられるようでありま
す。これらの問題が具体化したしま
すに結付けるかという点につきま
しては検討を加えなければならん
と思ひます。現在のところその問題と切
離して取りあへずこの五億円に關する
ものを速かに具体案を決定いたしまし
て貸付の事務を進めたほうが適當では
ないか、あとはこの立法ができた
場合においてそれとの調整はその後
において考へて参つたらいののではない
かというところで、法案の準備の問題と
は切離して、成るべく速かに具体化し
て参りたい、こういう方針でおる次第
であります。冒頭にお断り申し上げま
したが、また事務的に若干再検討を要す
る点もあつたので、これらの調整等
の上で成るべく速かに府県のほうに流
して参りたい、こういうふうにと考へて
おる次第でございします。

○小林政夫君 只今の御説明で大体わ
かりました。すでに母子世帯で相当
の事業力を持つて普通貸出を受けてお
る者がございします。併しそれもやはり
女手をやつておるといふことなので本
来男子がやつておれば限度額の二十万
円の融資額が受けられるであらうのに
半額の十万円とか、或いは七万円とい
うような融資になつておる。こういう
ものが今の御説明を承ねると最高限度
五万円というふうなことで限られるわ
けですが、従来普通貸出を受けておる
ものが今度の五億円基金によつて又融

資がやさしくなるという方向には考えられないわけですか。先ず根本的には先だつて参議院の母子福祉対策小委員会でも承つたのでありますが、すでに母子世帯に対する普通貸出が現在行われておるわけですから、普通貸出において千三百五十万五千円、百三十四件、それから更生資金においては千六百四十九万九千、七百七十八件出しておる。こういうようなものが今度特別に母子家庭を対象とした資金源が作られることによつて、その中へ繰入れられて移し替えられるというようなことはないのであるか。

○政府委員(河野通一君) 現在まで更生資金は普通貸付で国民金融公庫から母子家庭に対して融資が出ておりますことは御指摘の通りであります。併しこれは別に母子家庭なるが故を以てやつておるわけではないのであります。普通貸付の一環としてそういう資格の貸付の対象になり得るものについて貸出をしておるわけでありまして、従いまして今度母子福祉資金についての貸出を行いますに当りまして、それを行なつたから過去にお貸出しをしたものを返せというような措置、或いはその内枠だといったような措置は講ずるつもりはございません。ただ従来いろいろの普通貸付の形で借りておられるかたへに対して、更にこの五百万円を追加して貸すことがいいか悪いかについては、資金量全体が約五億といふことで、差当りでありまして、五億といふことで非常に限られておるものです。できるだけ困つておるかたに多くお貸出しをしたほうがいいという観点に立ちますれば、従来借りておられるかたは御遠慮願うというこ

ともあり得るかと思ひます。その点をどう取扱つたらいいか、もう少し具体的に研究いたして見なければならぬという問題の一つにこれはなつておるわけでありまして、少くとも過去において借りておられるものを、この五百万円の口で借りるならばお返し願ひたい、仮に十萬圓借りておる人は、差額の五萬圓だけは返してもらふといつたような措置は、少くとも講ずるつもりはございません。

○小林政夫君 それから遺族国債を担保として借りるという場合、この母子家庭は多くのものがやはり戦争未亡人が多いと思ひます。そこで今の普通貸出を受けておる、併し公債があるからこれで今の九〇％で事業資金、それも事業資金だといふことであれば借りられるような気がするのですが、これはお貸しになるつもりなのかどうか。

○政府委員(河野通一君) 今のお話は普通貸付と申しますか、新しい制度と一般のほかの貸付と遺族国債を担保としておる貸付との関係だと思ひますが、この点につきましても、私どももいたしましては、結局府県その他の福祉事務所におきましていろいろそこで選択をして頂きます場合に、過去の普通貸付とダブつてこの取扱をしたほうがいいという実情のあるものにつきましては、できるだけそういう趣旨を尊重して参りたいと思ひます。併し大体論としていたしましては、やはりできるだけたくさんの人に何と申しますか、この便益を均等させて上げることが、この趣旨から言つて、適當ではないかと考えますので、原則としては、やはり従来借りておられるかたよりも、今後この国債を手に入れたために、貸付を

受ける能力で出て来た、そういう人に行けるだけ広く均等させて上げるのが、この趣旨から言つても適當ではないかと思ひます。原則はそういうふうな考へておられます。併し個々の事情によつてやはりダブつて貸付することが必要であるといふものにつきましては、福祉事務所等の御意見をできるだけ尊重して参りたいというように考へております。

○小林政夫君 大体お気持はわかりましたが、念のためにもう一回念を押しておきますが、従来この母子家庭に出たかたといふような場合に、もうすでに今日現在において母子家庭に出ておる資金量まで五億の枠の中へ入れて計算されるようなことは、五億は新しい今後の新規貸出に全部向けられるというふうに了承してよろしうございませう。

○政府委員(河野通一君) さうでございます。○委員長(中川以良君) ほかに御発言もないようでございますが、質疑はすでに終了したものと認めて御異議ございませうでしょうか。○委員長(中川以良君) では御異議がないものと認めます。それではこれより討論に入ります。○小林政夫君 討論に入る前に御相談申上げたいのですが……。○委員長(中川以良君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(中川以良君) 速記を始め。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは、賛否を明らかにして御発言をお願いいたします。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいたします。特に遺族国債を担保とする事業資金の貸出し、又母子家庭に対する五億の資金を確保しての貸出を図らうとすることに、非常に賛成をいたすものであります。ただこの母子家庭を対象とした事業資金の貸出しについては、よく事柄の性質を国民金融公庫当局に理解してもらつて、非常にあつたか味を持つた融資を考へて頂きたい。成るべく救ひ上げて、大いに貸付を受けた者が伸びるように……。普通の貸出でただ一定の条件を備へた者に貸して、その条件が来れば回収を、まあやがてましく言ふと回収は勿論考へなければならぬが、成るべく貸付を受けた者が十分に事業的に伸びるようになつたか味を持つた運営を考へてもいいという趣旨を特に要望をいたして賛成をいたします。

なおこの国民金融公庫に対する中小企業その他庶民階級からの資金需要は非常に旺盛でありまして、今回出資金を三十億増やし、借入金も二十億追加するといふ処置で以て満足し得る状態ではございませぬので、政府においては、速かになお一層の国民金融公庫の資金の増額を図ることを要望いたします。ついでにはこの本案採決に附帯をいたしまして、我々は次のとき決議をいたしたいと思ひまして提案をいたします。文案を朗読いたします。

○野澤勝君 私は二つばかり希望意見を申し上げまして本案に賛成をするものであります。本案の原則的な性格につきましては先ほども申し通りでありまして、誠に庶民階級といつたところではこの金融機関に期待するところが大きいのでございませう。又その実施のあり方についても他の金融機関とは違ひまして、誠にその趣旨通りに行われておりますので、これ又国民はこの機関に大きな期待を持つております。今回提出されましたこの法案の内容は遺族家族援護、国債の受領者及び成年に達しない子女を持つ母子家庭に対する事業資金といふことが本改正の骨子のように承わつておるのでありますが、私はこの点についてはこれは政府は考へなければいかんと思ひます。と申すのは、私は特にこれを出したという意図が私自身にはちよつと理解に苦しむんです。なぜならばかようなものは社会保障制度を徹底して行けばいいんです。社会保障制度の徹底を政府が追及されるものだから、勢いこの程度でございませうというので、實際のことを言つと、ここで

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
昭和二十七年補正予算において、政府は国民金融公庫に対し出資金三十億圓、借入金二十億圓を追加計上しているが、中小企業並びに庶民金融の現状に鑑み、更に増額を要するものと認める。

よつて政府は速かに国民金融公庫の資金を増加するよう適切な措置を講ずべきである。
右決議す。

以上です。

○野澤勝君 私は二つばかり希望意見を申し上げまして本案に賛成をするものであります。本案の原則的な性格につきましては先ほども申し通りでありまして、誠に庶民階級といつたところではこの金融機関に期待するところが大きいのでございませう。又その実施のあり方についても他の金融機関とは違ひまして、誠にその趣旨通りに行われておりますので、これ又国民はこの機関に大きな期待を持つております。今回提出されましたこの法案の内容は遺族家族援護、国債の受領者及び成年に達しない子女を持つ母子家庭に対する事業資金といふことが本改正の骨子のように承わつておるのでありますが、私はこの点についてはこれは政府は考へなければいかんと思ひます。と申すのは、私は特にこれを出したという意図が私自身にはちよつと理解に苦しむんです。なぜならばかようなものは社会保障制度を徹底して行けばいいんです。社会保障制度の徹底を政府が追及されるものだから、勢いこの程度でございませうというので、實際のことを言つと、ここで

そういう社会保障制度の不徹底の問題を論じられると、いや国民金融公庫乃至はかような機関におきましてはかようなことを実施して下さるという裏付になるんだ、私はまあ裏を見ればそういうふうに見受けられますので、さういふことが見受けられるようなことに、私は関連を持つたように見させるということは非常にまずいのでありまして、どうかこういう問題はむしろさういふ際には一つ、世界で第一番に悪い、予算のうちでも五割内外かの社会保障制度の経費を計上しておるといふような状態ですから、こういう点におきましてはむしろ明らかにその社会保障の制度の中にかような解決を図るようになされたらどうかと思ふのであります。併しあえてここに出したことは悪いというのではございません。併しそのほうが本筋ではないかと思つております。なおかような意味におきまして事業資金を計上しますならば、ほかにも多くの庶民階級でかような境遇にある人々も多いのでございますから、かようなことを出して行くと、今後かような事業資金に対するところの予算、かような事業資金に対するところの予算というふうなことになるのであります。却つて政府当局自体においても問題を複雑化して行くのではないかと思つております。こういう点は注意してもらいたいと思ひます。これが第一点。

それから第二点でございますが、私昨日福島県に参つたのですが、たまたま中小企業のかた々と懇談会を持ちました。これは郡山でございますが、そこで郡山は御承知のごとく中小企業地帯でございます、福島県におきま

しても福島市よりは非常に商工業者が多い所でございます。ところが前の国民金融公庫法の一部改正法律案を本委員会に提案した際にも私申し上げておいたのでございますが、従来国民金融公庫の配付網といひましようか、配付機関といひましようか、大体的政治の中心を狙つておるわけなんです。例えば福島県なら福島市、長野県なら長野市に置く。こういう考え方は考え直さなければならぬのじゃないか。と申すのは行政問題なら政治の中心というものはよくわかるのです。併し財政経済の問題になりますならば、特に国民金融公庫の性格からいひましても中小企業というものを対象にしておるのですから……して見ますとこれは普遍的に行けば結構でございますが、いろいろな予算的関係もございまして、どうですか。そういふことは困難ですが、成るべくこの性質に照応するようにするのには福島県ならやはり郡山、長野県なら松本というふうな経済的な中心といふものにウェイトを私は相当重く考えなければならぬのじゃないか。この点については政府当局並びに関係当局におきましても一応私は検討願ひたい、かように思つております。

大体趣旨におきましては私は今日の政府の關係しておる金融機関といひましては、これは優秀な又庶民階級に期待を持たれておる機関はないと思ひますので、さういふ意味において私は希望を附して本案に賛成をするわけでありました。

○大矢半次郎君 私は自由党を代表いたします。本法律案に賛成いたします。国民金融公庫が庶民階級のために非常に貢献をしておるとい

ことはかくれもない事実であります。従ひましてこれをなほ一層充実してもいいというのはいふ府県の要望であります。本委員会におきましても、従来しばしばこのことが強調されても、超党派的に政府に対して要望して参つたのであります。今回政府はこれらの点も考えられまして改正案を出された。誠に趣旨は結構であります。併しながら最近の情勢からいひましても、中小商工業者、或いは庶民階級の国民金融公庫に対する要望はなお熾烈なるものがあるもので、従ひまして今回の政府提案の程度ではまだ十分ではないと思つております。先ほど小林委員から提案がありました附帯決議にも私も全面的に賛成をいたします。国民金融公庫の職員の特遇改善等につきましても、先般の国会におきましてもこれが実行を見る段取りになつております。従ひまして今後国民金融公庫の職員も十分に御勉勵下さいまして、成るべく事務を簡素化いたしまして、原則に要望されるような途も十分講じられまして、今後ますます庶民階級の金融のために努力せられたい、このことを私希望いたしまして本案に賛成いたします次第であります。

○堀本謙三君 私改進黨を代表いたします。本案に賛成いたします。ただ問題は、要するに私は率直に申しますと金融政策そのものについて政府は再検討をするときが来ておるのじゃないか、国民金融公庫に三十億を新たに一般会計から出す、或いは二十億を一時借入金で賄うというふうなことだけでは果して中小企業金融、無難政府としてもほかに商工中金等の出資もござい

ますが、そういうもので果して中小企業

金融が円滑に行くかどうかという問題はむしろもつと根本的に堀下げなければならぬ問題であります。政府自身がその点についての熟意をもう少しお持ちになる必要があるのではないかと。ただ一般会計なり資金運用部資金から幾ら出したというところでこの問題が解決するんじゃない。基本的にはむしろ根本的な金融政策そのものから来るものが大切なんであるという考え方に立つておるべきであります。更に又一方からは先ほど野溝君からお話がありましたような社会保障的なものを整備するかどうかということもこの問題にかつて考えられる。そういうふうな根本的な解決をすべき段階に今来ておるのではなからうかというのを考えますので、政府といたしまして、至急、殊に来年度の予算を見通して見ますと、その問題についての解決なくしては日本の財政経済の切盛りができていくのではありませんかと考えます点から見ましても、当然お考えになるべき段階に達しておる、こう考えるのであります。従ひまして政府自身は更にこの中小企業金融、国民生活の安定についての構想を新たになさるべきことに折角の御努力をお願いしたいという希望を持ちまして本案に賛成いたしますのであります。なお小林君の附帯決議につきましても、この際我々その趣旨は十分わかるのであります。附帯的な御希望に對しても、私として党としても賛成するものであることを附加して申し上げておきます。

○委員長(中川以良君) 他に御発言もないようでございますが、討論は終

局したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決いたしますことに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお次に討論中において小林委員より附帯決議案を問題として御提出になりました。小林委員の附帯決議案を本委員会の決議といたしますことに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて小林委員の附帯決議案を本委員会の決議といたしますことに決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は本院規則第四百四条により本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することに於てあらかじめ御了承を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

堀木 謙三 小林 政夫
菊川 孝夫 杉山 昌作
菊田 七平 伊藤 保平
野村 勝 森 八三二
小宮山常吉 黒田 英雄
西川基五郎 平沼彌太郎
大矢半次郎

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。
○委員長(中川以良君) 速記を付け

【速記中止】

それでは本日はこれを以て散会いたします。
午前十一時二十六分散会

十二月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
二、食糧管理特別会計の歳入不足を正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十七年において、一般会計から、百十四億六千万円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第四条ノ二中「千七百億円」を「二千二百億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十四日)

十二月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

昭和二十七年十一月二十七日
仲 裁 裁 定 第 九 号

公共企業体等仲裁委員会

経過

一、日本専売公社(以下公社という)職員の基準賃金(本俸、扶養手当、勤務地手当をいう、以下同じ)について、昨年十月十二日、本委員会が「昭和二十六年度における八月以降の平均月額一〇、四〇〇円」と裁定し、政府はこれを予算上実施不可能として、一応国会の議決を求めたが、十一月十五日に至り、「予算補正の結果、年末手当及び超過勤務手当の一部を流用することにより、裁定を実施し得る見込が明らかになった」と国会に通知して提案を撤回し、裁定どおりの額が決定された経緯となつてゐる。

二、昭和二十七年四月以降の基準賃金については、本年三月二十二日全専売労働組合(以下組合という)より、その改訂に関する要求書を公社に提出し、団体交渉を重ねたが、公社は、「現段階においては応じ難い」として妥結せず、五月二十三日、双方は、公共企業体労働関係法(以下公労法という)第二十四条第一号により、専売公社中央調停委員会(以下調停委員会という)に対し、調停申請を行つた。三、調停委員会は、七月三十一日次のような調停案を提示した。

「一、別表(一)に掲げる管理職員(以下管理職員という)を除く職員(以下一般職員という)の基準給与(本俸、扶養手当、勤務地手当)を、昭和二十七年八月以降一人平均月額一四、〇〇〇円とすること。

二、配分については団体交渉によること。

その際、現行の俸給表を廃止してこれに代るに一般職員に適用すべき「通し号俸表」と「職種別号俸表」とを作成すること。

「通し号俸表」の作成に当たつては、別表(二)の試算表を参考とし、「職種別号俸表」の作成に当たつては、職務と責任に充分適応せしめることとし、且つ現状の頭打の是正を図ること。

三、一般職員に対し一時金として一人平均一〇、九〇〇円を可及的速かに支給すること。

四、扶養手当を現行通りとすること。

これに対しては、双方共に受諾し難い旨を回答し、組合は、八月二十一日、公労法第三十四条第二号の規定により、仲裁申請を行つた。

四、本委員会は、八月二十三日委員会を開き、審理の上、同日付をもつてこれを受理することとし、直ちに仲裁手続を開始したが、たまたま同月三十一日に至り、福井委員が衆議院議員に立候補のため辞任し、委員一名欠けという事態を生じた。従来の公労法には、かかる事態に即応する補欠委員の制度があつたが、今次の改正によりこの規定は削除され、加うるに仲裁委員候補者を推薦すべき公共企業体等中央調停委員会は未だ発足しないという異例の事態に直面したので、仲裁手続の進行につき両当

事者の意向を求めたところ、事情聴取は、取り敢えず兩名の委員で行われたとの表明があつたので、これを容れて七回にわたり、二名の委員による事情聴取を行つた。

しかしながら、その後は最早結論に影響を及ぼす段階にはいつたので、審議を差控えたところ、十月に入り、組合側から「二名の委員のみでも裁定を示されたい」との申入れを受けた。旧法において、二名による裁定は明らかに無効と認められるが、新法において補欠委員制度を削除したことが果してこれを反対に解釈し得る根拠となるか否かについては多大の疑問があり、しかも公社側が組合側の意向に同調しない以上二名のみで裁定を行うことは不都合と認め、紛争解決の遅延を憂慮しつつも、見送りの態度をつづけざるを得なかつた。

公共企業体等中央調停委員会は、ようやく十月十七日に至つて発足し、仲裁委員候補者の推薦は進められることとなつたが、当事者間の選定手続は容易に進捗せず、仲裁手続はほとんど二ヶ月に近い空白期間を生ずることとなつた。

しかるところ公社側も遂に組合側の意見に同調するに至り、十一月八日付、両者の連名を以て「二名の委員による速やかな裁定提示」の申入書の提出があつたので、労働関係規定する法規の性格に照らし、当事者双方の積極的な意図に従ふものである以上、裁定の効力について議論を避け得るものと

認め、極めて異例の措置ながら、かかる特殊な事態にあつては、これを強行するを妥当と考へ、ここに手続を再開することとした。

五、両当事者の主張の主な相違点を示せば次のとおりである。

(一) 賃金額について

(1) 組合の主張
専売事業の生産性が戦前水準以上に回復した現在、職員の実賃金は少くとも戦前に回復すべきであり、現行基準賃金に月額六、二〇〇円を追加するを要し、新賃金額は「マーケット・バスケット」方式によつて理論付け得る。

(2) 公社の主張
「マーケット・バスケット」方式は、計算方法が恣意的であり、且つ国民経済の現状からみて採り得ない。また賃金発達の歴史性を無視するものである。専売事業の賃金水準は、民間類似産業との均衡を中心として考えたい。

(二) 号俸表について

(1) 組合の主張
本俸は組合提出の「通し号俸表」とおり改訂すること。

(2) 公社の主張
現行俸給表については改訂の要ある部分も考えられるが、「通し号俸表」一本槍には反対する。

(三) 扶養手当について

(1) 組合の主張
妻及び第二子を八〇〇円、

その他を六〇〇円に増額すること。

(2) 公社の主張
経済事情が漸次安定した今日、増額は適当と認められない。

この間、各方面の専門家の意見を徴し、審議の結果次のとおり裁定を行うこととなつた。

裁定
当事者
東京都千代田区内幸町一丁目二番地
日本専売公社
右代表者
総裁 秋山孝之輔
東京都品川区大井立会町五五五番地
全専売労働組合
右代表者
中央執行委員長 平林 剛
両当事者間の「専売公社職員の昭和二十七年四月以降における基準賃金改訂に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

一、公社職員の昭和二十七年度における基準賃金は、八月以降月額平均一三、一〇〇円とする。

二、前項による新旧賃金の差額のうち、八月から十月までの分については、公社は十二月中に一時金として支払うことができる。

三、新本俸の配分は、「通し号俸表」と「職種別号俸表」の二本立によつて行う。

四、扶養手当の額は現行どおりとする。

五、公社は、夏季に支給した報償金の外に、当初予定された額の報償金を支給する。

六、本年度決算において、予定以上の利益を生じた場合は、公社は、その一部を業績賞与として職員に支給する。

七、本裁定の解釈につき疑義を生じ、またその実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつてきめる。

昭和二十七年十一月二十七日
公共企業体等仲裁委員会
委員長 今井 一男
委員 今泉 秀夫

理由
一、今次の賃金要求における特徴は、圧縮理論生計費としていわゆる「マーケット・バスケット」方式がとられたことにある。

この方式は、最低賃金を算出する場合、国民経済全体における賃金のあるべき地位を検討する場合、ないしは与えられた賃金が果してどれだけの生活内容を保証するものかを念査する場合等には適切な手段に違いないが、これが一企業における平均賃金の決定に用いられるときは、労作別による所要カロリ―量以外の労働条件の差異は何ら考慮されず、労働生産性の推移は斟酌されず、また企業の経営能力の關係はかえりみられないこととなるから不適当と考へる。

但しこの方式に対し、公社側が恣意的計算に堕し易いとか、わが国民経済の現段階ではまだ採用の時機にあらずとかの反駁を加えて

いるのは、本方式とその中に織りこむべき内容を混同した見解と認める。

二、組合側は、専売事業の現状、労働生産性の回復等からみて、戦前の実賃金は確保されて然るべきものと主張し、その立場から、理論生計費を圧縮して、この程度にとどめたと説明する。

計数の上からみれば、製造煙草は昭和九・十・十一年度平均の六〇六億本から、本年度の九〇一億本に増加し、指数において一四九を示し、この間、職員数指数は一〇八に過ぎないので、労働生産性は一三八にあがつたこととなる。

もつともこれには、工程の機械化、製品内容の变化等の要素も相含まれていて、その点を斟酌して実質的な労働生産性に改めても、それが戦前の水準を突破していることは、公社側も認めることである。しかして専売事業の現状は、その経理状態を含めておおむね順調なのであるから、その限りにおいては、少くとも戦前水準程度の賃金の負担を担むべき理由は、見出し難いようである。

問題は、如何にして戦前の賃金額を今日に引直すかにあるが、これについては多少議論の余地があるにしても、組合側が試算に用いた、経済審議庁発表にかかるCPIがほとんど唯一のものである。これによれば、昭和九・十・十一年の三年平均に比し、消費者実効物価は、本年度の半ばにおいて、その三〇〇倍に相当する。昭和九・十・十一年度における専売職員の

総平均賃金は月五二円二〇銭であつたから、これに前記倍数を乗ずれば、一五、六六〇円となるが、戦前の賃金額は賃与勤勉手当その他一切を含んでいたので、基準賃金を算出するには、これから超過勤務手当その他の給与を控除しなければならぬ。加うるに、ラスパイレズ方式は過大に失するといふ見方があり、職員の構成比率も論議の種になり得るし、殊に年末手当をいくらすするかによつて、その数字も相当変化するわけであるが、いろいろの角度から詮索した結果、一三、〇〇〇円が確保されれば先ず戦前水準に戻つたといえるという、おおよその目安を得た。

現実的には、右の額から税金が差引かれるから、消費水準は戦前よりもなお一割近く低くなるが、これはわが国民経済の現状よりみて、やむを得ないといわなければならないまい。

三、公社側は、民間類似産業の賃金に比準すべきことを主張し、具体的に、先に調停委員会が行つた紡織、食品、軽電気、製薬、製紙、印刷の六工業六十事業所の実態調査の結果を最も有力な資料と認めた。よつて仮りに調停案に示された算出方式に従つてこの資料を整理すれば、基準賃金において、月一三、〇〇〇円を若干上廻る程度に算出されるものの如くである。

四、今回の補正予算案に當つては、本年八月の現給に対する二割増と

して、公社職員の基準賃金は月一三、〇七四円と内定された。

いまこれら三者の数字を比較すると、その出発点、考え方を全然異にするにかかわらず、結果としての数字には、ほとんど逡巡がみられない。よつてこれらを総合勘案して本年度の基準賃金はこれを月額一三、一〇〇円と裁定することとした。

五、新賃金は、四月週及の論もあり得るが、調停関係、国鉄と同じく実質的には夏季手当〇・五カ月分が支払われたこと等からみて、八月より実施するのを相当と認める。裁定が異例の事情により遅延したために、その影響が職員に及ぶことは固より道理ではない。しかしながら、種々困難な手数を生ずることを慮り、そのうち、八、九、十月の三カ月分のベースアップ差額については、これを一時金として年末に支給し得る途を開くこととした。

なお右に述べた夏季手当は、従来の報償金を単に夏季にまゝとめてそのほとんど全額を支給したのが実相であつて、職員側からみれば、夏季手当を得た代りに、永年にわたつて支給を受けていた報償金をその額だけ失つたことになる。従つて少くとも当初予定された報償金の額は、その本来の目的のため確保せらるべきものと認める。よつて公社にその措置を講じさせることとした。

六、新本俸の配分は、従来の例にならぬ、当事者間の団体交渉によつ

て自主的に解決すべきものと認める。

「通し号俸表」問題については、最早公務員たる身分を離れて三カ年余を経過した今日、従来の級別は廃止するのが妥当であらうし、「通し号俸表」と「職種別号俸表」の二本立てによつて、妥協すべきものと判断した。「通し号俸表」の幅及び刻み、「職種別号俸表」の種類別、並に最高最低の関係等については、団体交渉による方がより実情に即する所以であるが、若し解決至難のときは、当事者一方の申請によつて、本委員会が指示を与える用意がある。

七、扶養手当増額の組合側の主張については、今次の改訂が生計費騰貴の割合を可成りこえており、また一般の動向も増額を控えていようであるから賃金の法則に従つて、これを採らないこととした。

八、今回の仲裁手続進行中に、管理職員分を除外する問題が当事者間に争われた。賃金ベースの決定は、技術的な便宜から使用者側を含む全職員を一体として行われるのを通例とし、従来の専売もその例外ではない。従つて単に非組合員の一部をその対象から外すには、労働問題の性質上、事情の変更その他よほどの理由が必要と考えられるが、これを満足すべきものを見出し得なかつた。むしろ組合側のいうが如く、全職員の給与が一体として給与総額のワックに拘束される関係上、一部分を公社側の恣意に委ねることは、組合員の利益を侵害するおそれがあると

いう主張の方が、よりもつともと受けとれる。旁しくとも今回は、従来の方式をそのまま持続することを適当と結論した。

九、本年度の煙草専売事業は格別の増産を要請され、これがため今後恐らくは平均月三十時間に近い異例な超過勤務を余儀なくされるのではないかと思われる。その意味では以上の裁定になお多少の不足を覚える余地を認め、一方国庫納付金確保の見地に立ち、ここに決算の業績による賞与制度を追加することとした。その具体案は、当事者間の協定に待つこととするが、例えば、予算に定められた専売益金を確保した上、貸借対照表の予定利益を超える利益を生じたような場合に、その超過部分の四分の一までであつて、且つ職員一人当たり基準賃金一ヶ月分平均を限度とし、これを適当に職員に分配するような案が考えられる。この場合賞与に支給する額と同額以上は必ず国庫納付金の追加に充てるような条件を附けることも一案であらう。

十、組合側は、この賃金改訂を理由として、定員の削減、労働の強化を行わない旨の保証を求めているが、目下のところ公社側にその意思は認められないし、本裁定が現在の労働条件を基礎とするものである以上、その変更は当然団体交渉の対象とされ、公社側が一方的に行い得ないことにならうから、まだ紛争が発生しないのに予め裁定を示すことは不都合と考え、差控えた。

十一、本裁定実施に必要な経費は、補正予算案に計上せられた給与総額に対する追加額及び報償金の分を併せ、凡そ四億四千万程度である。前者については、予算規則の關係上国会における所定の手続を必要とするが、後者については、企業努力によつて余裕を産み出し得るにおいては、その必要のないことはいうまでもない。そしてこの兩者を併せて本年度歳出予算全体の約二億二千万の一に過ぎない額である。固より厳格な査定検討を経た予算案であらうから、大きな余裕は到底考えられないにしても、従来の実績に徴し、この程度の差繰りが不可能とは思われないし、また事業の運営に影響を及ぼす額とも考えられない。否、増産の要請急なる今日、職員の勤務意欲向上のためにも、公社としてはむしろ積極的に、他の経費を節約しても、この程度の繰出をはかるべき責任があるものと考ええる。

なお決算賞与は、国会の承認を受けた業績以上のものが挙げた場合に、はじめて与えられるものであつて、企業の経理能力と直接の関係はない。しかしながら、その繰出には労使の真剣な努力が必要であらう。そしてこの努力こそは、現下専売事業に課せられた使命であると共に、その使命が果たされたあかつきにおいては、国民は喜んでこれに對し或る程度の賞与を与えるであらう。既に年々原価の低下については可成の成績が収められている模様であるが、今後

ともに、労使の一層の奮起を期待したい。

最後に決算賞与については、恐らく予算関係、法令関係に若干の手続を要するであらうから、公社当局は予めその準備を進められたい。

事 由

一 昭和二十七年三月二十二日全専売労働組合は本年四月以降の賃金改訂に関する要求を日本専売公社に對し提出し、団体交渉を重ねたが、日本専売公社がこれを拒否したので調停段階に入り、七月三十一日専売公社中央調停委員会は調停案を提示した。これに對しては、双方共に受諾し難い旨を回答し、全専売労働組合の申請により八月二十三日公共企業体等仲裁委員会の仲裁手続に移行し、同委員会は十一月二十七日仲裁裁定（第九号）を行つた。

二 右裁定によれば、その第一項及び第二項の実施及びこれに関連する追加経費として昭和二十七年予算に對し更に約九億三千万円を必要とする。

三 前項の経費は昭和二十七年予算に含まれておらず、給与総額については昭和二十七年政府関係機関予算予算総則第六条の金額を超過することは明らかであるから、これを支出することは予算上不可能である。

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、ガソリン税軽減に関する請願（第五五六号）（第五九四号）（第六

○七号) (第七四四号) (第七四五号)

一、勤労所得等減免に関する請願 (第五五七号) (第六二五号)

一、楽器類の物品税撤廃に関する請願 (第五五八号)

一、元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願 (第五五九号)

一、たばこ小売の利益率引上げに関する請願 (第五九三号)

一、貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願 (第五九五号)

一、会計年度の暦年制変更に関する請願 (第六〇四号)

一、弁護士に対する源泉徴収制度廃止の請願 (第六四〇号)

一、洋紙の物品税撤廃に関する請願 (第六四一号)

一、政府資金の統一運用に関する請願 (第六八九号)

一、在外公館等借入金支払に関する請願 (第六九〇号)

一、医療法人の相続税に関する請願 (第七一三三号)

請願者 福岡市薬院大通り二交
通会館内福岡県自家用
自動車組合内 中村義
磨外九百九十八名

紹介議員 常岡 一郎君
ガソリン税は、消費税としての性格から不当に高率であり、他の税率と比較してまことに不合理であるから、本年度のガソリン税をキロ当り五千円程度とされたいとの請願。

第五九四号 昭和二十七年十一月二十五日受理

ガソリン税軽減に関する請願
請願者 岐阜県多治見市本町一
ノ三多治見運送株式会社
社長 加藤茂吉
紹介議員 野田 卯一君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第六〇七号 昭和二十七年十一月二十五日受理

ガソリン税軽減に関する請願
請願者 宮城県刈田郡白石町大字白石字外北小路一
六宮城県南貨物自動車
株式会社専務取締役
鈴木松雄外一名
紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第七四四号 昭和二十七年十一月二十八日受理

ガソリン税軽減に関する請願
請願者 高知市種崎町五〇高知
県陸運株式会社社長
川村虎雄
紹介議員 寺尾 豊君 入交 太蔵君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第七四五号 昭和二十七年十一月二十八日受理

ガソリン税軽減に関する請願
請願者 北海道札幌市北四条西
一七東方北海道通運協
会内 信田重
隆君
紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五五七号 昭和二十七年十一月十四日受理

勤労所得等減免に関する請願
請願者 横浜市西区表高島通り
二ノ甲ノ二全日本造船
三菱日本重工横浜造船
分會内 天野正夫
紹介議員 小泉 秀吉君

終戦以来既に七年を経過した今日、わが国工業生産水準は戦前を三十パーセントも上回り資本蓄積率もまた二十パーセントを上回っているといわれているが、この反面勤労者の賃金水準は戦前の七十パーセント程度にあることは極めて不合理である上に加えて、高率の勤労所得税を課せられているため、これら勤労者は極度に生活権を脅かされているから、(一)所得月額一万五千円まで免税、(二)超過勤労手当の免税、(三)社会保険料金の免税、(四)退職手当金の免税等の措置を講ぜられたいとの請願。

第六二五号 昭和二十七年十一月十六日受理

勤労所得等減免に関する請願
請願者 横浜市西区高島通り一

ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議会内
木田富蔵
紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第五五八号 昭和二十七年十一月十四日受理

楽器類の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都港区芝田村町五
ノ一全国楽器協会
内 川上嘉市
紹介議員 加藤シヅエ君

楽器類および同部分品ならびに附属品は、現在三割の高率物品税が課せられているが、楽器類は重要学用品であるばかりでなく、国民大衆の必需品であり、一方輸出品としても重要な地位を占めているから、楽器類に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第五五九号 昭和二十七年十一月十四日受理

元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願
請願者 広島県呉市上平原町五
五旧海軍文官退職賞与
支払促進呉地方同盟
内 吉田祐一外十九名
紹介議員 山下 義信君 山田 節男君

旧海軍に文官として勤務していた者は、終戦により逐次復員を命ぜられるに当り、海軍大臣の指令によつて退職賞与を支給されることになったが、この賞与のうち千円未満の端数のみを現金で支給され、同時に銀行定期預金証書をもつて交付された平均千五百円については、連合軍最高司令官の指令に

基いて、昭和二十年十一月三十日以後その支払いを停止されたまま今日に至っている。ついでに講和条約の成立によつて連合軍最高司令官の命令が失効となつた今日、該賞与の未払額は、これらの者に早急に支払われるものと思ふから、すみやかに支払いの措置を講ぜられたいとの請願。

第五九三三号 昭和二十七年十一月十五日受理

たばこ小売の利益率引上げに関する請願
請願者 群馬県高崎市相生町九
上信越たばこ販売協同
組合連合会長 深町栄
太郎外十一名
紹介議員 野田 卯一君

昨年十二月たばこ小売の利益率は高級品八歩、下級品七歩に引き上げられたが、これは業者の望む歩合になお遠いばかりでなく売行き旺盛な都市小売人に厚く下級品のみの売行きの多い地方小売人にとってははなはだ遺憾であるから、月五千円程度の利益金で小売人専業では生計を維持することのできないから、利益率を全品種にわたり一割に引き上げられたいとの請願。

第五九五号 昭和二十七年十一月十五日受理

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願
請願者 山梨県甲府市桜町二甲
府身辺雑貨類物品税協
力会内 篠原方泰外二
名
紹介議員 小宮山常吉君

輸出産業の発展と零細工業の維持を図るため、物品税法中の貴石、半貴石類

には適當なる免稅點を設置し、室内裝飾用品ならびに身辺細貨類の現行免稅點二百五十圓を二千圓に引き上げられたいとの請願。

第六〇四号 昭和二十七年十一月二十五日受理

會計年度の曆年制變更に関する請願
請願者 青森市議會議長 伊東 善五郎

紹介議員 工藤 鐵男君
四月一日より翌年三月三十一日に至る現行會計年度は、地方公共団体に対する政府公共事業の認定、起債の許可等の場合に事務的手続のため決定がはなはだしく遅れ、實現化までに相當の期間を要するため、北海道および東北の積雪寒冷地方では、当該年度に工事を施行できる期間はわずかに一月内外にすぎない実情となつてゐる。また國民生活が曆年によつて進められてゐる現在、會計年度のみの四月一日より始められることは不合理であるから、これ等諸種の矛盾を是正するため、會計年度の曆年制を採用せられたいとの請願。

第六四〇号 昭和二十七年十一月二十六日受理
請願者 東京都千代田区霞ヶ関 会長 長野國助
一ノ日本弁護士連合會

紹介議員 大野 幸一君 原 虎一君 山下 義信君
吉川末次郎君 中田 吉雄君 中山 福藏君
岡部 常君 柏木 庫治君 松原 一彦君
有馬 英二君 深川 夕

マエ君 深川榮左エ門
君 岡村文四郎君 櫻 内 辰郎君 山崎 恒君 小野 義夫君
溝淵 春次君 堀 末治君 油井賢太郎君
菊田 七平君

明治二十七年法律第五十三号により、弁護士等の所得に対しあらたに源泉徴収制度が採用され、同年四月一日よりこれを實施されたが、この制度は理論的にもまた實施上にもひ難すべき点が多く、租稅制度としては、はなはだしく妥當を欠くものと認められるから、すみやかにこれを廢止せられたいとの請願。

第六四一号 昭和二十七年十一月二十六日受理
請願者 洋紙の物品稅撤廢に関する請願
東京都中央区銀座東三ノ四(紙パルプ會館)内 日本洋紙會内 中島慶次外二十一名

紹介議員 田村 文吉君
洋紙製造事業および関連業界は、(一)物品稅の過去の経過、(二)洋紙の重要性、(三)撤廢運動に対する世論、(四)業界の現状等よりその物品稅負担の不合理を述べることができない状況になつてゐるから、この際多年懸案の洋紙に対する物品稅を即時撤廢せられたいとの請願。

第六八九号 昭和二十七年十一月二十六日受理
請願者 政府資金の統一運用に関する請願
宮城縣登米郡石森町長 片倉正顯
紹介議員 高橋進太郎君 愛知 揆一君

簡易生命保險及び郵便年金積立金を分離して二元運用を實施することについては、いたずらに行政の複雑化を招来し同一事業について二重の手続を要し無用の勞力と失費を余儀なくされる結果となり、しかも起債額の増大と何等關係もないのであり、利率の低減も望めず地方財政に何等益するところがないばかりか、かえつて有害であることと認められるから、政府資金は現行通り資金運用部において一元的に運用することをもつと適當であると認められるので、この際簡易生命保險および郵便年金積立金の運用に関する法律を廢止するか、あるいは、その施行を一時延期せられたいとの請願。

第六九〇号 昭和二十七年十一月二十六日受理
請願者 在外公館等借入金支払に関する請願
広島縣吳市西辰川町二五 濱南引揚者團曆山會内 酒井紀一
紹介議員 山田 節男君
現在實施されている在外公館等借入金の支払は、政府が一方的に定めたレートによつて行われてゐるが、これは同借入金の性格にかんがみ極めて不合理なものであるから、公定レートを適用して返済せられたいとの請願。

第七一三三号 昭和二十七年十一月十七日受理
請願者 医療法人の相続税に関する請願
一社団法人日本医療法人協會副会長 熊谷千代丸外一名
紹介議員 藤森 眞治君

医療法人の事業の用に供する財産に対する相続税の賦課は、医療法人の立法精神と相続税第十二条の解釈とに相反するものと認められるから、医療法人の相続税は課せられないよう措置せられたいとの請願。

第七四六号 昭和二十七年十一月十八日受理
請願者 酒稅引下げに関する請願(八通)
山町一、〇三二 山崎 政雄外百六名
政雄外百六名 堀 末治君
紹介議員 堀 末治君
正規酒類の供給量は需要量に遠く及ばないので推定三百万石の密造酒が生産されておられ、また勤勞大衆は安い酒類を要望してゐるから、酒稅を最低三割引き下げられたいとの請願。

第一六八号 昭和二十七年十一月十二日受理
請願者 米の超過供出所得に対する免稅措置等の陳情
群馬縣前橋市曲輪町六六 群馬縣庁内群馬縣町村會内 宇佐見勇外一名
陳情者 群馬縣前橋市曲輪町六六 群馬縣庁内群馬縣町村會内 宇佐見勇外一名
政府における本年産米買入れ價格は七千五百圓と決定され、超過に対しては一万五百圓以内としたが、今年度の米作況からして超過で得るものは比較的小く、この際超過供出に対し農家の所得の免稅措置を講じなければ、目標の超過供出数量の確保は至難と思われ、前年同様超過供出に対する免稅の立法的措置を講ずるとともに早場米、もち米、酒米供出完遂獎勵金等に対しても同様の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一六九号 昭和二十七年十一月十二日受理
請願者 揮發油稅收入を道路整備事業費に充當の陳情
陳情者 東京都議會議長 斎藤清亮外七名
近年における産業の復興と生産力の拡充、輸送力の増強は、自動車普及の達と平行して道路の損傷をいぢるしくしてゐるが、これが整備に要する財源に乏しいため、当局懸命の努力にもかかわらず復旧は遅々として進まない状態であるから、揮發油稅を目的稅として道路整備事業の財源に充てるよう特別法を制定し、すみやかにこれが實現を図られたいとの陳情。

第二〇一〇号 昭和二十七年十一月十六日受理
請願者 共榮企業組合不法強圧に関する陳情
福岡市高畑町一 共榮企業組合理事長 森原春一
昭和二十七年十一月十八日午前九時共榮企業組合二千五百事業所のうち約二百三十箇所が法人稅脫稅容疑で突ぜん一せいで家宅搜索という不法強圧を加えられたが、搜查に際しては、天井板をはがし、夜具を切割き、又現金三千圓がいつの間にか姿を消したり、金庫をかぎのかつたまま奪い去るという強盜のようなやり方で、いま直ぐ必要な書類、買掛帳等ありとあらゆる書類を引き上げて事業所営業ができなくなるようにした。このような極めて悪質なでつち上げによつて不法強圧を加えられたことは、本組合だけでなく中小業者全般の重要問題であるから、突状調査の上、早急に効果的な対策を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年十一月十二日受理
請願者 揮發油稅收入を道路整備事業費に充當の陳情
陳情者 東京都議會議長 斎藤清亮外七名
近年における産業の復興と生産力の拡充、輸送力の増強は、自動車普及の達と平行して道路の損傷をいぢるしくしてゐるが、これが整備に要する財源に乏しいため、当局懸命の努力にもかかわらず復旧は遅々として進まない状態であるから、揮發油稅を目的稅として道路整備事業の財源に充てるよう特別法を制定し、すみやかにこれが實現を図られたいとの陳情。

第二〇七号 昭和二十七年十一月二十六日受理

国内産砂糖の消費税廃止に関する陳情
陳情者 鹿児島県議会議長 田中

茂穂

鹿児島県は黒糖の産地として好条件にあり、これが増産に大きな期待をにかけているが、現在黒砂糖に対して斤当り四円の砂糖消費税が課せられているため、自家労力程度の生産農家に大きな負担となっており、加うるに最近輸入糖の大量入荷による国内産含蜜糖の販売価格は下落の一途をたどっているから、国内産黒糖の維持対策として国内産砂糖消費税を廃止せられたいとの陳情。

昭和二十七年十二月十六日印刷

昭和二十七年十二月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局